

平成 29 年(2017 年)10 月 12 日

彦根市議会

議長 八木 嘉之 様

発議者 杉原 祥浩

発議者 北川 元気

発議者 野村 博雄

発議者 小菅 雅至

発議者 中野 正剛

会議案第 1 号 彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例案に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 および会議規則第 17 条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

別紙

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例案に対する修正案

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

別表第 1 の改正規定を次のように改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条関係)

城内観覧料

区分		観覧料	玄宮園のみの観覧料
個人	一般	800 円	200 円
	小中学生	200 円	100 円
団体	30 人以上	一般	720 円
		小中学生	180 円
	100 人以上	一般	640 円
		小中学生	160 円
	300 人以上	一般	560 円
		小中学生	140 円

備考 上記の金額は、1 人 1 回当たりの金額とする。